

会議案第 1 号

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

提出者	士幌町議会議員	清水	秀雄
賛成者	士幌町議会議員	中村	貢
賛成者	士幌町議会議員	森本	真隆
賛成者	士幌町議会議員	伊藤	健蔵
賛成者	士幌町議会議員	加藤	宏一

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び士幌町議会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

、士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の450」を「100分の445」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き下げを考慮し、議会議員の期末手当の支給率について改定するため、条例を改正するものである。

土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の445</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (略) 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の450</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (略) 3 (略)